

新規学校卒業者を対象とする 求人申込はお早めに！

新規学校卒業者に対する求人申込の受付が、次のとおり開始されます。

新規学校卒業者の採用を予定している事業主のみなさんは、お早めに求人申込をお願いいたします。

なお、採用に当たりましては、本人の適性、能力等を中心とした公平・公正な選考をお願いいたします。採用内定の取消しは対象となった生徒にとって計り知れないダメージを与えるものとなるため、厳に謹んでいただくようお願いいたします。

また、障害者の選考につきましても、格別の配慮をお願いいたします。

1 新規中学校・高等学校卒業者に係る推薦及び選考開始期日等

- | | |
|----------------------|-----------|
| (1)求人申込の受理開始 | 6月20日 |
| (2)求人者に対する求人票控えの交付 | 7月1日以降 |
| (3)安定所受理の求人の高等学校への提示 | 7月1日以降 |
| (4)他安定所への求人連絡 | 7月1日以降 |
| (5)推薦・選考開始 | |
| 新規中学校卒業者 | |
| 推薦・選考開始 | 12月1日 |
| 新規高等学校卒業者 | |
| 推薦開始 | 9月5日 |
| 選考開始 | 9月16日 |
| 採用内定開始 | 選考開始と同日以降 |

2 求人活動のための学校訪問開始期日

安定所において確認済の求人票により学校に求人申込を行った日以降（7月1日以降）学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込を行った日以降（6月20日以降）についても行うことができる。

3 就業開始日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習・研修等を含む。）時期は、労働基準法第56条の規定により平成21年4月1日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については卒業後とすること。

4 選考結果の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒に通知すること。

問い合わせ先

ハローワーク公共職業安定所 ☎42-0388

戦没者等のご遺族の皆様へ ～第九回特別弔慰金が支給されます～

対象者

公務扶助料や遺族年金等を受けていた方が平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くなるなどし、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人が対象となります。

1. 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹
戦没者等と生計関係を有していた方のうち平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方又は同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方に限ります。
4. 上記3以外の戦没者等の 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹
戦没者等と生計関係を有していない方や戦没者等と生計関係を有していたが上記3に該当しない方。
5. 上記1から4以外の戦没者等の三親等内の親族
戦没者の死亡まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面24万円、6年償還の記名国債

請求期間

平成21年4月1日から平成24年4月2日まで
請求期間を過ぎると時効により権利が消滅し、特別弔慰金を受けることができなくなりますので、請求忘れのないよう十分ご注意ください。

請求窓口 役場保健福祉課福祉係（☎56-2111 内線273）

ウニ、アワビ、タコ等の採捕は密漁になります

小平町の沿岸海域では、以下の魚貝藻類が漁業協同組合に第1種共同漁業権として免許されており、漁業権の内容となっている定着性の水産動植物を採捕することは漁業権の侵害にあたり、密漁となりますので注意してください。

なお、密漁を発見した場合は、次の連絡先のいずれかにご連絡いただくようご協力をお願いします。

第1種共同漁業権設定魚種

・こんぶ、わかめ、のり、ぎんなんそう、もずく、あわび、うに、つぶ、いがい、えむし、てんぐさ、ほっき、えぞばかがい、なまこ、たこ

罰則規定

漁業法第143条

「漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者は、20万円以下の罰金に処する。」

連絡先

新星マリン漁業協同組合 鬼鹿支所（☎57-1041）
白谷支所（☎56-2052）

留萌警察署 小平駐在所（☎56-2350）

鬼鹿駐在所（☎57-1822）

留萌海上保安部 警備救難課（☎42-9118）

小平町役場 経済課（☎56-2111 内線224・225）